

令和4年度 第3回 石綿使用建築物等解体等業務特別教育のご案内

石綿が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務に労働者を就かせるときは、事業者は当該労働者に対し、当該業務に関する衛生のための法定の特別教育を行わなければなりません。

(労働安全衛生法第59条第3項、石綿障害予防規則第27条等)

つきましては、下記の要領で特別教育を開催いたしますので、是非ご受講下さるようご案内申し上げます。

記

1. 日時

令和4年11月28日(月) 12時45分～17時30分

2. 場所

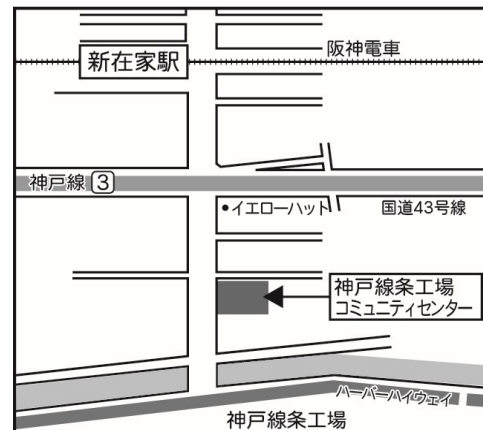
神戸線条工場コミュニティーセンター 神戸市灘区浜田町4-1

3. 講習カリキュラム

時間	科目
12:15-12:45	受付
12:45-12:50	オリエンテーション
12:50-13:20	石綿の有害性
13:20-14:20	石綿等の使用状況
14:20-15:20	石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
15:20-15:30	休憩
15:30-16:30	保護具の使用法
16:30-17:30	その他石綿等のばく露防止に関し必要な事項

会場案内図

(阪神「新在家駅」より南へ徒歩約7分)



4. 料金(消費税込)

- ・会員:8,800円/名(受講料7,870円+テキスト代930円) ・非会員:11,000円/名(受講料10,070円+テキスト代930円)
- ・受講料は、申し込み後10日以内に下記口座へ振込下さい。振込手数料はご負担下さい。(振込書は発行しません)
- 振込口座(三井住友銀行 三宮支店 普通口座3192216 神戸東労働基準協会)

5. 定員

50名 受付終了日:令和4年11月18日(金) ただし、定員になり次第締め切ります。

6. 申込方法

- ・受講申し込みは、ホームページ(<https://kobehigashi.com>)にてお願いします。(会員、非会員区分は、必ず選択して下さい)
- ・受講申込画面にて送信すると自動受付メールが届きます。万一、届かない場合はご連絡下さい。

7. 受講時準備品

受講票、筆記用具及び本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、社員証)、マスク、印鑑等

8. その他

- ・納入された受講料は、原則返金いたしません。但し、受講者の変更は可能ですが受講日の5日前までに申出下さい。
- ・欠席、遅刻、早退等は教育時間不足につき受講無効扱いとし原則、修了証は交付いたしません。
- ・会場には公共交通機関でお越し下さい。(自動車、単車、自転車等の駐車場はありません)
- ・ご提出いただいた個人情報、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。

技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになります。

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになります。

Web受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

① 氏名の入力

Webによる申し込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を、入力してください。

戸籍上の名前が 神戸 太郎 で、旧姓を使用した名前が 兵庫 太郎 の場合の記載例：

神戸 太郎(兵庫 太郎)

② 証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合：戸籍抄本(コピー不可)、住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、

旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

尚、自動車免許証又はマイナンバーカード等で確認出来る場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください。原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※証明書類による確認が出来ない場合は、記載できません。

ご相談、ご質問は下記まで

神戸東労働基準協会

078-222-1001